

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）に関する意見について（付議）

みだしのことについて，次のとおり審議会に付議します。

大 阪 府 知


北部大阪都市計画道路の変更について（照会）

標記について，次のとおり変更するので，都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により貴市の意見を求めます。

担 当：大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課都市施設計画グループ 麻野，酒德
T E L：06－6210－9079（内線 3963）
E－Mail ：keikakusuishin－02＠gbox．pref．osaka．1g．jp

## 北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中，3•3•207－6号富田奈佐原線を次のように変更する。

| 種 <br> 別 | 名 称 |  | 位 置 |  |  | 区 域 | 構 造 |  |  |  | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 番 号 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | 主 な経過地 | 延 長 | 構造形式 | 車線 <br> の数 | 幅員 | 地表式の区間 における鉄道等との交差の構造 |  |
| 幹 <br> 線 <br> 街 <br> 路 | $3 \cdot 3 \cdot 207-6$ | 富田奈佐原線 | 高槻市西町地内 | 高槻市氷室町一丁目地内 | 高槻市 <br> 大畑町地内 | 約 $3,470 \mathrm{~m}$ | 地表式 | 4 車線 | 22 m | $J R$ 東海道本線 と立体交差阪急京都線と平面交差 <br> 幹線街路富田北駅宮田線と立体交差幹線街路と平面交差7箇所 |  |
|  | 車線数の内訳 |  | 2 車線 |  |  | 約 1，180m |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 4 車線 |  |  | 約 $2,290 \mathrm{~m}$ |  |  |  |  |  |  |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 <br> 由

北部大阪都市計画道路 3•3•207－6号富田奈佐原線は，高槻市と茨木市を結ぶ広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について，社会情勢の変化を踏まえ，「都市計画（道路）見直 しの基本方針」（平成 23 年 3 月策定）に基づき，計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果，本案のとおり一部区間について車線数及 び幅員を変更するとともに，一部区間を廃止するものである。



北部大阪都市計画用途地域の変更（高槻市決定）について（付議）

みだしのことについて，都市計画法第 2 1 条第2項の規定においで準用する同法第19条第1項の規定により，次のとおり審議会に付議します。

都市計画用途地域を次のように変更する。

| 種 類 | 面 積 | $\left\lvert\, \begin{array}{lll} \text { 建 筑 } & \text { 物 } & \text { の容 } \\ & \text { 積 } & \text { 率 } \end{array}\right.$ |  | $\begin{array}{lll\|} \hline \text { 外 擘 } & \text { の後退 } \\ \hline \text { 離 } & \text { 限 度 } \\ \hline \end{array}$ |  |  | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第 一 種 低 層住居専用地域 <br> 小 計 | 約 662 ha 約 662 ha | 10／10以下 | 5／10以下 | $\left\|\begin{array}{l}\text { 道路を接する部 } \\ \text { 分を除き北側隣 } \\ \text { 地境界線より } \\ 1.0 \mathrm{~m}\end{array}\right\|$ | － | 10 m | $\begin{gathered} 19.8 \% \\ 19.8 \% \end{gathered}$ |
| 第 二 種 低 層住 居 専 用 地 域 <br> 小 計 | 約 $\quad 6.3$ ha 約 $\quad 6.3 \mathrm{ha}$ | 10／10以下 | 5／10以下 | 道路に接する部 分を除き北側隣 地境界線より 1.0 m | － | 10 m | $0.2 \%$ $0.2 \%$ |
| $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 第一種 中 高 層 } \\ \text { 住 居 専 用 地 域 } \end{array}$ 小 計 | 約 1,155 ha 約 $1,155 \mathrm{ha}$ | 20／10以下 | 6／10以下 | － | － | － | $\begin{aligned} & 34.6 \% \\ & 34.6 \% \end{aligned}$ |
| 第 二種 中 高 層 住 居 専 用 地 域 小 計 | 約 $\quad 421 \mathrm{ha}$ <br> 約 $\quad 421 \mathrm{ha}$ | 20／10以下 | 6／10以下 | － | － | － | $\begin{aligned} & 12.6 \% \\ & 12.6 \% \end{aligned}$ |
| $\begin{gathered} \left\lvert\, \begin{array}{c} \text { 第一種 住 居 地 域 } \\ \text { 小 } \\ \text { 計 } \end{array}\right. \\ \hline \end{gathered}$ | 約 371 ha <br> 約 371 ha | 20／10以下 | 6／10以下 | － | － | － | $\begin{aligned} & 11.1 \% \\ & 11.1 \% \end{aligned}$ |
| 第二種住居地域 <br> 小 計 | $\begin{array}{ll} \hline \text { 約 } & 110 \mathrm{ha} \\ \text { 約 } & 110 \mathrm{ha} \end{array}$ | 20／10以下 | 6／10以下 | － | － | － | $3.3 \%$ $3.3 \%$ |
| $\left\lvert\, \begin{array}{cc} \text { 準 } & \text { 住 居 地 域 } \\ \text { 小 } & \text { 計 } \end{array}\right.$ | 約 25 ha <br> 約 25 ha | 20／10以下 | 6／10以下 | － | － | － | 0． $7 \%$ $0.7 \%$ |
| 近 隣 商 業 地 域 <br> 小 計 | 約 29 ha <br> 約 49 ha <br> 約 78 ha | $\begin{aligned} & \hline 20 / 10 \text { 以下 } \\ & 30 / 10 \text { 以下 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 8 / 10 \text { 以下 } \\ & 8 / 10 \text { 以下 } \end{aligned}$ | － | － | － | 0． $9 \%$ 1．5\％ 2．3\％ |
| 商 業 地 <br>    <br>  小  <br>  計  <br>    |   <br> 約 47 ha <br> 約 5.6 ha <br> 約 53 ha | $\begin{aligned} & \hline 40 / 10 \text { 以下 } \\ & 60 / 10 \text { 以下 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline 8 / 10 \text { 以下 } \\ & 8 / 10 \text { 以下 } \end{aligned}$ | － | － | － | $1.4 \%$ $0.2 \%$ 1． $6 \%$ |
| $\begin{array}{\|ccc\|} \hline \text { 準 工 業 地 域 } \\ \text { 小 計 } \end{array}$ | 約 368 ha <br> 約 368 ha | 20／10以下 | 6／10以下 | － | － | － | $\begin{aligned} & 11.0 \% \\ & 11.0 \% \end{aligned}$ |
| $\begin{array}{\|llll\|} \hline \text { 工 } & \text { 業 } & \text { 地 } & \text { 域 } \\ & \text { 小 } & \text { 計 } \end{array}$ | 約 94 ha <br> 約 94 ha | 20／10以下 | 6／10以下 | － | － | － | $2.8 \%$ 2． $8 \%$ |
| 合 計 | 約 3， 344 ha |  |  |  |  |  | 100．0\％ |

「種類，位置及び区域は計画図表示のとおり」

都市計画道路富田奈佐原線の変更に伴い，都市計画道路によって定めていた用途地域界 の界線整理を行うものである。


$115-5$


北部大阪都市計画高度地区の変更（高槻市決定）について（付議）

みだしのことについて，都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により，次のとおり審議会に付議します。

都市計画高度地区を次のように変更する。

| 種 類 | 面 積 | 建築物の高さの最高限度 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 高度地区 （第1種） | 約 669 ha |  |  |
| 高度地区 （第2種） | 約 1，577 ha | 建築物の各部分の高さは，当該部分から前面道路の反対側の 境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。 |  |
|  |  | （適用の除外） <br> 1．ただし，都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定によ り定められた一団地の住宅施設もしくは市街地再開発事業 の区域内に建築される建築物，同法の規定により行われる都市計画事業の施行として建築される建築物，住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第1項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物又は次の各号の一に該当する建築物についてはこの限りでない。 <br> （1）建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」と いう。）第59条の2第1項の規定により，建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条に定められた敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に建築される建築物で法第 2 条第 35 号 の規定に基づく特定行政庁（以下「特定行政庁」とい う。）が周囲の環境上支障がないと認めたもの。 <br> （2）法第86条第3項又は第4項（法第86条の2第8項におい て準用する場合を含む。）の規定により，令第136条 に定められた敷地内の空地及び敷地面積の規模を有す る敷地に建築される建築物で特定行政庁が周囲の環境上支障がないと認めたもの。 <br> （3）法第3条第2項の規定により，法第58条の規定の適用 を受けずその適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）における敷地内において，不適合部分 を増加させない範囲で増築及び改築を行う建築物で，増築後の延べ面積の合計が基準時における面積の合計 の1．2倍を超えないもの及び改築に係る部分の床面積 の合計が50平方メートルを超えず，かつ，基準時にお ける延べ面積の合計の 2 分の 1 を超えないもの。 <br> （4）特定行政庁が，市街地の環境を害するおそれがな く，かつ，土地の状況によりやむを得ないと認める建築物。 |  |


| 種 類 | 面 積 | 建築物の高さの最高限度 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （制限の緩和） <br> 2．本制限の適用に際しては，次の各号の定めるところによ る。 <br> （1）北側の前面道路の反対側に水面，線路敷その他これ らに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面，線路敷その他これらに類するものに接する場合 においては，当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面，線路數その他これらに類するものに接する隣地境界線は，当該水面，線路敷その他これらに類するも のの幅の 2 分の 1 だけ外側にあるものとみなす。 <br> （2）建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては，当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この項において同じ。）の地盤面 （隣地に建築物がない場合においては，当該隣地の平均地表面をいう。次項において同じ。）よりハメート ル以上低い場合においては，その建築物の敷地の地盤面は，当該高低差から1メートルを減じたものの 2 分の $1 た ゙ け$ 高い位置にあるものとみなす。 <br> （3）令131条の2第2項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては，その計画道路又は予定道路内の隣地境界線は，ないものとみなす。 <br> （4）法第86条第1項又は第2項（法第86条の2第8項におい て準用する場合を含む。）の規定の適用により，特定行政庁が同一敷地内にあるものとみなすことを認めた建築物は，この規定についても同一敷地内にあるもの とみなす。 |  |
| 合計 | 約 $2,246 \mathrm{ha}$ |  |  |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

都市計画道路の変更に伴う用途地域の界線整理を行うことから，併せて高度地区の変更 を行らものである。


## 9-911



高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛


北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について（付議）

みだしのことについて，都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により，次のとおり審議会に付議します。

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

| 種 類 | 面 積 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 防火地域 | 約 | 62 ha |
| 準防火地域 | 約 $\quad 2,614$ ha |  |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

都市計画道路の変更に伴う用途地域の界線整理を行うことから，併せて防火地域及び淮防火地域の変更を行らものである。

## t－LII



令和 5 年度北部大阪都市計画防火•準防火地域の変更 （高槻市決定） $S=1 / 15,000$


